

§ 16 組合員が死亡したとき

§ 16の1 組合員の資格喪失

組合員が死亡したときは、その翌日に組合員の資格を喪失します。

§ 16の2 組合員が死亡したときの手続

組合員が死亡した場合には、速やかに共済組合に連絡してください

1 提出書類

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証を含む）
- (3) 高齢受給者証（交付を受けている人のみ）
- (4) 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ）
- (5) 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ）
- (6) 遺族共済年金（遺族基礎年金を含む）の請求書（遺族がいる場合）
- (7) 共済組合・県互助組合の各種給付金の請求書

2 資格喪失証明書の交付

被扶養者であった人が国民健康保険に加入される場合等で、共済組合の資格喪失証明書が必要なときは、所属所が提出する組合員異動報告書の備考欄に「資格喪失証明書が必要」と記入してください。

§ 16の3 給付金の請求

《共済組合》埋葬料，同附加金	§ 16-001頁
《県互助組合》死亡弔慰金	§ 16-004頁
《県互助組合》遺児育英資金	§ 16-004頁
《県互助組合》退会給付金	§ 16-005頁
《共済組合》弔慰金	§ 16-006頁
《共済組合》埋葬料，同附加金（法65条第1項，第2項，運用方針第65条関係，施行令第23条の5 定款第26条）	

1 支給要件及び支給額

組合員が公務によらないで死亡したとき

- ア 組合員が死亡したときに被扶養者がいた場合（請求者は被扶養者）
埋葬料として50,000円が支給されます。

イ 被扶養者がいない場合（請求者は埋葬を行った人）

埋葬料の支給を受けるべき人がいない時は、実際に埋葬を行った人に対し、埋葬料として50,000円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。

2 給付についての一般的事項

- (1) 「死亡」とは、自然死のほかに法律上の死亡とみなされる認定死亡・失踪宣告も含まれます。
- (2) 「埋葬」とは、ここでは葬式のことをいい、認定死亡等による遺体のない葬式も含まれます。
- (3) 「埋葬に要した費用」とは、次のものをいいます。
 - ア 霊柩代又は霊柩の借料及び霊柩の運搬費
 - イ 埋火葬に要した費用
 - ウ 葬式の際の僧侶への謝礼
 - エ 霊前供物代
 - オ 病院等で死亡した場合の自宅までの移送に要した費用
- (4) 死亡の原因が自殺であっても支給の対象となります。
- (5) 公務を原因とする死亡及び通勤途上の死亡については、地方公務員災害補償基金から葬祭補償がなされるため支給の対象とはなりません。
- (6) 第三者の行為に基づく死亡について他から葬祭費が支払われるときは、その限度において全部又は一部が支給されません。
- (7) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。
- (8) 組合員が退職後3月以内に死亡した場合には、埋葬料が支給される場合があります。
詳しくは、[§14](#)-011頁「退職後に受けることのできる短期給付」を参照してください。

3 附加給付

- (1) 組合員の埋葬
 - ア 被扶養者であった人が埋葬を行うとき
埋葬料附加金として25,000円が支給されます。
 - イ 被扶養者でなかった人が埋葬を行うとき
埋葬に要した費用が埋葬料の額より多い場合に支給され、25,000円の範囲内で、埋葬に要した費用の額と埋葬料の額との差額に相当する額が支給されます。

4 請求書類

埋葬料・同附加金請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁） 1部

この請求書は、共済組合と県互助組合の埋葬料関係の共通様式となっていますが、共済組合分と県互助組合分をそれぞれ1枚ずつ作成し、提出してください。

（添付書類）

- （1） 死亡の事実を証明する書類（所属所長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）
- （2） 被扶養者でない人が埋葬料を請求するときは、埋葬に要した費用の領収明細書

《県互助組合》死亡弔慰金（互運営規則第16条）

1 支給要件

組合員が死亡したときは、遺族に死亡弔慰金が支給されます。

2 支給額

1,000,000円

3 請求書類

（互）死亡弔慰金請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁）

この請求書は、共済組合と県互助組合の埋葬料関係の共通様式となっていますが、共済組合分と県互助組合分をそれぞれ1枚ずつ作成し、提出してください。

（添付書類）

- （1） 死亡の事実を証明する書類（所属長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）
- （2） 遺族確認書
- （3） 「請求・受領に関する委任状」（支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときのみ）

《県互助組合》遺児育英資金（互運営規則第19条）

1 支給要件

組合員が死亡したときに、その組合員に18歳以下で就学中の遺児があるときは、その遺児に、遺児となった年度から満18歳に達するまでの間、毎年、遺児育英資金が支給されます。

2 支給額

遺児1人について次表のとおり給付されます。

年 齢	金 額（年額）
0歳から12歳まで	60,000円
13歳から15歳まで	96,000円
16歳から18歳まで	168,000円

3 請求書類

(1) 初年度

遺児育英資金受給申請書・請求書

(添付書類)

- ① 在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）
- ② 親権者（後見人）と受給者の続柄等が確認できる書類

(2) 翌年度以降（毎年）

現況確認書

(添付書類)

在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）

《県互助組合》退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

組合員が死亡したときは、その遺族に給付金が支給されます。

1 支給額

(1) 特別退職給付金（**互**運営規則第20条）

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

(2) 特別返還金（**互**運営規則第50条）

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する

(3) 生涯福祉給付金（**互**運営規則第21条）

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する額

2 請求書類

退会給付金請求書

※ 請求者は、（互）死亡弔慰金の請求書と同じ遺族にしてください。

《共済組合》弔慰金（法第72条, 運用方針第72条関係, 施行規程第116条, 174条, 運営規則第21条）

1 支給要件及び支給額

組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。

遺族に対し、標準報酬月額1か月分（平成27年9月以前の災害の場合、給料の1か月分×1.25）の額が支給されます。

2 給付についての一般的事項

- (1) 「弔慰金」は、公務上であるかどうかは問いません。
- (2) 「水震火災その他の非常災害」とは洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測しがたい事故も含まれます。
- (3) 死亡の原因が予測しがたい事故によるものとは、次の要件のすべてに当てはまるものです。
 - ア その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。
 - イ その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
 - ウ その事故による死亡が原則として、他動的原因に基づくものであること。

* 次のような場合は、「非常災害により死亡した場合」には該当しません。

 - ・風雪や濃霧で通常登山できないような状態にありながら登山し、転落死した場合
 - ・危険地帯とされている海岸で水泳中に溺死した場合
 - ・交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが、事故発生後、数週間経て死亡した場合（治療方法により回復することも考えられるため。）
- (4) 組合員とその被扶養者が同一の非常災害により死亡したが、それぞれの死亡時間が判明しない場合には、先に被扶養者が死亡したものとみなして、家族埋葬料、家族埋葬料附加金及び家族弔慰金を弔慰金とともに組合員の遺族に支給する。（埋葬料は、他に被扶養者で埋葬を行う人がいなければ実際に埋葬を行った人に支給する。）
- (5) 任意継続組合員の場合、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。
- (6) 遺族とは§23-001頁の遺族の順位と同じ取扱いとなります。

3 請求書類

※ 支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に広島支部へ連絡してください。

- (1) 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式集 § 13-001頁）

※請求書の市区町村長・消防署長又は警察署長の証明が相手方の都合により取得できない場合、①と②を添付してください。

 - ① 事故報告書（様式集 § 9-029～030頁）
 - ② 死亡の事実を証明する書類（所属長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）
- (2) 遺族の順位が証明できる書類（弔慰金のみ）

§ 16 の 4 遺族厚生（共済）年金

1 支給要件

組合員又は組合員であった人が次のいずれかに該当するときは、その人の遺族に支給されます。

- (1) 組合員が死亡したとき。
- (2) 組合員であった人が、退職後、組合員であった間に初診日のある傷病により、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき。
- (3) 障害等級1級又は2級の障害厚生年金若しくは従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき。
- (4) 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者若しくは従前の退職年金、減額退職年金、通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である人が死亡したとき。

※（1）、（2）の場合は、保険料納付要件あり。

- ・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。
- ・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち直近1年間に保険料の未納がないこと。

2 遺族の範囲及び順位

遺族 組合員（組合員であった人）の死亡当時、その人によって生計を維持していた次の順位に掲げる人をいいます。

なお、生計を維持していたとは、生計を共にしていた人のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならない人のことです。また、死亡当時に収入が850万円以上であっても、5年以内に収入が850万円未満になると認められる場合も遺族となることができます。

順位

第1順位 配偶者及び子（子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間において、配偶者がいない人又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にあって20歳未満の人）

第2順位 父母（実父母又は養父母）

第3順位 孫（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間において配偶者がいない人又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある人）

第4順位 祖父母

※次の遺族には条件があります。

夫、父母、祖父母・・・55歳以上であること。（受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も受給で

きます。)

遺族が2人以上いる場合は、最も順位が高い人に支給されます。なお、同順位の人が2人以上いる場合は、その人数で等分されます。

子に対する遺族厚生年金は同順位者である配偶者が受給権を有する場合、配偶者に支給されま

す。

3 年金額

(1) 遺族厚生年金

$$\boxed{\text{遺族厚生年金の額}} = \boxed{\text{老齢厚生年金の額 (退職共済)}} \times \frac{3}{4}$$

(2) 経過的職域加算額・公務遺族年金

ア 経過的職域加算額

平成27年9月以前の組合員期間を有する人が死亡した場合、その組合員期間を算定の基礎として、改正前地共法における遺族共済年金の職域加算額が「経過的職域加算額」として遺族に支給されます。

イ 公務遺族年金

平成27年10月以降の組合員期間を有する人が公務上の傷病により死亡した場合、その組合員期間を算定の基礎として「公務遺族年金」として遺族に支給されます。

(3) 子のいない中高齢の妻に対する加算

遺族が40歳以上65歳未満の妻の場合 (組合員期間等が20年以上の場合に限る)

遺族厚生年金を受けることができる妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子などがないことにより国民年金法による遺族基礎年金を受けられないときは、前記の算式により算定した額に603,200円×政令で定める率(遺族基礎年金の3/4の額)が加算されます。

(4) 公務上による遺族厚生年金の最低保障額

公務上による遺族厚生年金である場合で、(1)により算定した額が最低保障額よりも少ない場合は、次の年金額とされる。

$$\boxed{1,038,100\text{円} \times \text{改定率}}$$

4 老齢厚生（退職共済）年金との併給調整

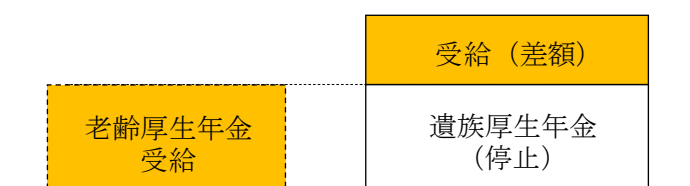
老齢厚生（退職共済）年金を受給している人が遺族厚生年金を受給することができるときは、二つの年金を同時に受給することはできず、いずれか一方の年金を選択し受給することとなります。選択方法は年齢によって異なります。

（1） 65歳未満の場合

自身の老齢厚生（退職共済）年金と遺族厚生年金のいずれか一方を受給する。

（2） 65歳以上の場合

自身の老齢厚生（退職共済）年金を全額受給したうえで、遺族厚生年金が老齢厚生（退職共済）年金を上回る場合に限り、その差額分を受給する。



5 支給停止等

（1） 夫、父母、祖父母が遺族の場合

遺族厚生年金の受給権者が夫、父母、祖父母で60歳未満のときは、60歳に達するまで支給停止になります。ただし、その人が障害等級の1級又は2級の障害の状態にあるときは、支給停止されません。また、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も受給することができます。

（2） 配偶者と子が遺族に該当する場合

子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する間は支給が停止されません。また、停止された子の遺族厚生年金は配偶者に支給されます。

（3） 30歳未満の妻が遺族に該当する場合

ア 夫の死亡時に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有していない30歳未満の妻は、遺族共済年金を5年間の有期給付となります。

イ 夫の死亡時に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有する30歳未満の妻については、子の遺族厚生年金失権日（子が18歳に達する日以後最初の3月31日に達した場合等）の翌日から5年間までの有期給付となります。

6 請求手続

(1) 提出書類

原則として必要な書類は次のとおりですが、組合員及び遺族の状況に応じて提出書類が異なります。必要書類については、別途広島支部からご案内しますので、請求時には事前に広島支部までご連絡ください。

ア 年金請求書

イ 戸籍謄本

ウ 世帯全員の住民票の写し

エ 所得証明書

オ 死亡診断書

(2) 提出先

最終所属所を経て広島支部へ提出してください。

§ 16 の 5 遺族基礎年金（国民年金）

1 支給要件

組合員が死亡した当時、その人によって生計を維持していた次の要件に該当する配偶者又は子に支給されます。遺族厚生年金と同様に保険料納付要件があります。

2 遺族の範囲

- (1) 配偶者・・・(2)に該当する子と生計を同じくしていること。
- (2) 子・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある子で配偶者がいない人。

3 年金額

配偶者と子が遺族の場合、子に対する遺族基礎年金の支給は停止され、配偶者に支給されます。子のみが遺族で子が2人以上いる場合は、その人数で等分して支給されます。

(1) 配偶者の受ける遺族基礎年金額

区 分	基 本 額	加 算 額
子が1人いる配偶者	780,900円×改定率	224,700円×改定率
子が2人いる配偶者	780,900円×改定率	224,700円×改定率×2
子が3人いる配偶者	780,900円×改定率	上記の額+74,900円×改定率

(2) 子の受ける遺族基礎年金

区 分	基 本 額	加 算 額
1人のとき	780,900円×改定率	—
2人のとき	780,900円×改定率	224,700円×改定率
3人のとき	780,900円×改定率	上記の額+74,900円×改定率

注：改定率は、政令で改定する。

4 請求手続

(1) 提出書類

遺族厚生年金の請求書類と併せて広島支部からご案内しますので、請求時には事前に広島支部までご連絡ください。

(2) 提出先

最終所属所を経て広島支部へ提出してください。